

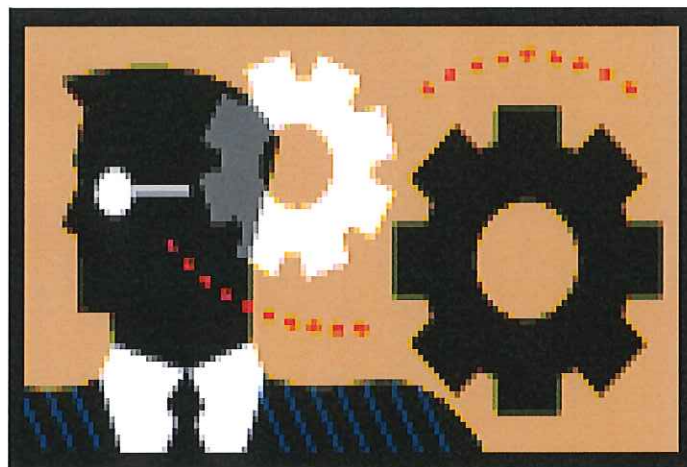
## 労働安全衛生法に基づく定期自主検査・点検設備等

(社)鳥取県労働基準協会

労働安全衛生法では、危険或いは有害な設備で一定のものについて、当該設備等の不備による労働災害の発生を未然に防止するため自主検査等の実施を義務づけております。設備等の中には「特定自主検査」と呼んで一定の資格を有するものか検査業者でなければ検査をすることができない設備もあります。

当該資料では、①定期自主検査や点検が義務づけられている対象設備②検査や点検の法定頻度を取りまとめました。また、検査結果は原則として記録をして3年間保存する義務がありますので、ご留意ください。記録表のうちフォークリフトについては当協会のホームページにも例示しておりますので、参考にしてください。他の設備についてはフォークリフトの記録表を応用して関係法規の条文から検査項目を確認の上自主的に作成していただくか、関係業者等に照会して入手する等の対応をしてください。

なお、関係条文も示しておりますが、最終的にはそれぞれ活用される皆さんが念のため再度関係法令を確認の上利用してください。



労働安全衛生法に基づく定期自主検査・点検対象機会等一覧表

労働安全衛生規則関係

定期自主検査、点検を行なう義務のある設備	自主検査				点検	
	定期				使用開始前	その他
	月1回	年1回	その他	再開時		
研削といし					118	
動力プレス		134の3 ①	(特定自主検査135の3)	134の3②	136	
シャー		135①		135②	136	
動力遠心機械		141①		141②		
高速回転体の回転軸						150 (回転試験時の非破壊検査)
産業用ロボット						151 (教示等の開始前)
フォークリフト	151の22①	151の21①	(特定自主検査151の24)	151の21② 151の22②	150の25	
ショベルローダー	151の32	151の31①		151の31② 15132②	151の34	
フォークローダー	151の32①	151の31①		151の31② 151の32②	151の34	
ストラドルキャリアー	14139①	151の38①		151の38② 151の39②	151の41	
不整地運搬車荷掛用繊維ロープ	151の54①	151の53①2年に1回	(特定自主検査151の56)	151の53② 151の54②	151の57 151の47	
構内運搬車					151の63	
貨物自動車荷掛用繊維ロープ					151の75 151の69	

コンベアー					151の82	
車両系建設機械	168①	167①	(特定自主検査169の2)	167② 168②	170	
くい打ち機・くい抜き機・ボーリングマシン						192 [組立時]
高所作業車	194の24①	194の23①	(特定自習検査194の26)	194の23② 194の24②	194の27	
電気機関車など	230①	229①	228① (3年以内に1回)	228② 229② 230②		
軌道装置					232①	232② (軌道は随時)
コンクリート打設時の型枠支保工					244	
化学設備など			276① (2年以内ごとに1回)	276②	277①	277改造、修理時1月以上未使用の時277②用途変更
防爆構造電気機械器具					284	
乾燥設備など	299①			299②		
アセチレン溶接装置・ガス集合装置	317①			317②		
絶縁用保護具など			351① (6ヶ月以内ごとに1回)	351②		
電気機械器具など					352	
電気機械器具の囲い・覆い						353 [月1回以上]

明かり掘削時の地 山・発破箇所					358	358(大雨 後、中震以上 の後、発破後)
土止め支保工						373(7日 以内、中震以 上、発破後)
ずい道等						382(毎日、 中震以上、発 破後)
ずい道等の可燃性ガ ス					382の2	382の2 (中震後、可燃 性ガスの異常)
ずい道等の可燃性ガ ス自動警報装置					382の3②	
ずい道支保工						396(毎日、 中震異常後)
採石作業箇所					401	401(中震 異常、大雨、 発破後)
貨車の荷掛け用繊維 ロープ					419	
船倉のハッチビーム など					456	
揚貨装置					465	
揚貨装置作業用スリ ング					476	
木馬を用いた運財(木 馬道のさん橋)				490②	490①	490②(1 月以上使用を 停止した時)
雪そり					495	
機械集材装置・運財索 道					511	511(組立 て、変更、試 運転、悪天候、 中震以上の 後)

安全帯などの取付設備など						5 2 1 ②(随時)
足場						5 6 7 ①組立て、一部解体、変更、悪天候、中震以上の後)
つり足場					5 6 8	
作業架台						5 7 5 の 8 (組立て一部解体変更、中震以上の後)

(表中の数字は該当する条文を示し、○内の数字は条文の項を示す。以下同じ。)

#### ボイラー及び圧力容器安全規則関係

定期自主検査、点検を行なうべき設備	自主検査			再開時	点検	
	定期				使用再開前	その他
	月1回	年1回	その他			
ボイラー	3 2 ①			3 2 ②		
第1種圧力容器	6 7 ①			6 7 ②		
第2種圧力容器		8 8 ①		8 8 ②		
小型ボイラー小型圧力容器		9 4 ①		9 4 ②		

#### クレーン等安全規則関係

定期自主検査、点検を行なうべき設備	自主検査			再開時	点検	
	定期				使用再開前	その他
	月1回	年1回	その他			
クレーン	3 5 ①	3 4 ①		3 4 ② 3 5 ②	3 6	3 7(風速3.7 m/s)以上(屋外)、中震以上の後
移動式クレーン	7 7 ①	7 6 ①		7 6 ② 7 7 ②	7 8	

デリック	120①	119①		119②120②	121	122(風速) 30m/S以上 (屋外)、中震以 上の後
エレベーター	155①	154①		154②155②		156(風速3 0m/S以上(屋 外)、中震以上 の後)
建設用リフト	192①			192②	193	194(風速) 30m/S以上 (屋外)、中震以 上の後
簡易リフト	209①	208①		208②209②		
玉掛用具					220	

#### ゴンドラ安全規則関係

定期自主検査、点検を 行なうべき設備	自主検査			再開時	点検	
	定期				使用再開前	その他
	月1回	年1回	その他			
ゴンドラ	21			21	22①	22②悪天候 後

#### 有機溶剤中毒予防規則関係

定期自主検査、点検を 行なうべき設備	自主検査			再開時	点検	
	定期				使用再開前	その他
	月1回	年1回	その他			
局所排気装置		20②		20③	22①	22①(分解、 改造、修理)
プッシュプル型換気 装置		20の2②		20の2③	22②	22②(分解、 改造、修理)

鉛中毒予防規則関係

定期自主検査、点検を行なうべき設備	自主検査			再開時	点検	
	定期				使用再開前	その他
	月1回	年1回	その他			
局所排気装置、粉じん装置		35②		35③	37	37(分解、改造、修理)

特定化学物質等障害予防規則関係

定期自主検査、点検を行なうべき設備	自主検査			再開時	使用再開前	その他
	定期					
	月1回	年1回	その他			
局所排気装置、排ガス処理装置等		30①		30②	33	33(分解、改造、修理)
特定化学設備など			31①(2年)以内ごとに1回			34(分解、修理、用途変更)

高気圧作業安全衛生規則関係

定期自主検査、点検を行なうべき設備	自主検査			再開時	使用再開前	その他
	定期					
	月1回	年1回	その他			
高圧室						22①(1日1回、1週1回、月1回)
潜水器具					34①	34②(1週、1月、3月、6月)
再圧室						45①(設置時、1月を越えない期間ごと)

電離放射線障害防止規則関係

定期自主検査、点検を行なうべき設備	自主検査			点検		
	定期			再開時	使用再開前	その他
	月1回	年1回	その他			
透過写真撮影用マンガン線照射装置	18の5①		18の6①(6月以内ごとに1回)	18の5② 18の6②		18の8〔初使用时、分解、改造、修理、熱源交換〕
放射線源					34①	19①(移動させて使用后、当日作業終了後)

事務所衛生基準規則関係

定期自主検査、点検を行なうべき設備	自主検査			点検		
	定期			再開時	使用再開前	その他
	月1回	年1回	その他			
機械による換気装置						9(初使用时、分解、改造、修理および2月に1回)
照明設備						10③(6月以内ごとに1回)

粉じん障害防止規則関係

定期自主検査、点検を行なうべき設備	自主検査			点検		
	定期			再開時	使用再開前	その他
	月1回	年1回	その他			
局所排気装置、除塵装置		17②		17③		19(初使用时、分解、改造、修理及び2月に1回)
プッシュプル型換気装置		17②		17③		19(初使用时、分解、改造、)